

仙台市農業委員会第 52 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 8 月 30 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 22 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (1 人) 5 番 大里 重市

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (6) 今後の調査委員会及び総会における審議について
 - (7) 令和 4 年度全国農業新聞普及計画表について
 - (8) 令和 4 年度第 2 回企画検討チーム会議報告（7 月 28 日開催）
6. その他
 - (1) 会長等報告
 - (2) 遊休農地解消緊急対策事業（令和 4 年度新規事業）
 - (3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣

VII. 会議の概要

1 開 会 司会：振興係長	<p style="text-align: right;">開 会 (午後 1 時 30 分)</p> <p>ただいまから仙台市農業委員会第 52 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長挨拶 司会：振興係長	<p style="text-align: center;">－ 会長 あいさつ －</p> <p>次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、5 番大里重市委員から欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、14 番佐藤とみ委員、15 番庄司俊充委員を指名いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: right;">議案に入ります。 (午後 1 時 35 分)</p> <p>第 1 号議案と第 2 号議案は、調査委員会を第一調査委員会が担当し、8 月 23 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第 1 号議案について、最初に大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。</p>
大泉権吾第一 調査委員会委 員長	<p style="text-align: center;">－ 調査の概要説明 －</p>
	<p>調査報告 (机上配布)</p> <p>(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)</p> <p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を 8 月 23 日に実施いたしました。調査は、6 番小野寺潔委員、9 番菊地郁夫委員、15 番庄</p>

司俊充委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の5名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、2番庄子亮一推進委員、30番奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による規模拡大が2件、売買による規模拡大が3件、区分地上権による設備保全が1件の合計6件です。番号1番の報告は私（4番大泉権吾委員）、番号2番の報告は6番小野寺潔委員、番号3番の報告は9番菊地郁夫委員、番号4番の報告は15番庄司俊充委員、番号5番と6番の報告は19番柴田市郎委員です。

番号1番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地は譲受人の農地と水路に囲まれており耕作に不便であるため、譲受人に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で146aの農地を耕作しています。8月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（6番小野寺潔委員報告）

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機3台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で343aの農地を耕作しています。8月13日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（9番菊地郁夫委員報告）

番号3番は、申請地の上空に設置している営農型太陽光発電パネルに係る権利を保全するため、区分地上権を設定するものです。既に譲受人が農地法第5条の許可を得て太陽光発電施設を設置しており、支柱部分を除いた下部の農地の営農者と太陽光発電施設の設置者が異なることから、上空2m～4mの高さに区分地上権を設定するものです。発電パネルを設置する高さは上空2メートル以上であることから、本件の権利設定により、申請地を農地として利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。農地法第3条第2項ただし書きのうち、民法269条の2第1項に規定する権利の設定であり、不許可の例外に該当するものです。区分地上権の設定期間は、令和6年3月27日までです。8月16日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

(15 番庄司俊充委員報告)

番号4番は、贈与により規模拡大を図るものです。相続により取得した農地を親族へ贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、家族3人で56aの農地を耕作しています。8月13日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(19 番柴田市郎委員報告)

番号5番と6番は、譲受人が同一であるため、一括して報告します。2件とも、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、田植と稲刈は作業委託により、家族2人で192aの農地を耕作しています。8月11日に奥山壽農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

高橋勝彦委員
(17番)

番号3番について、区分地上権の期限は、一時転用と同じ令和6年3月27日までですか、それとも別々になるのですか。

菊地郁夫委員
(9番)

期限は、一時転用期限に合わせて令和6年3月27日までです。

議 長

他にご意見等はありませんか。

(意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委員
委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を8月23日に実施いたしました。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、通路に転用するものが1件の合計4件です。番号1番の報告は8番菅野則義委員、番号2番の報告は7番加藤和江委員、番号3番の報告は13番佐藤千治委員、番号4番の報告は18番松原菊男委員です。

（8番菅野則義委員報告）

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田3,670㎡を転用し、資材置場に1,365㎡、駐車場（普通車10台）に150㎡、通路等に2,155㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（7番加藤和江委員報告）

番号2番は駐車場に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し

ました。申請は、譲受人が田 59 m² (実測 117.19 m²) を転用し、駐車場 (普通車 2 台・トラック 1 台) に 47.5 m²、通路に 69.69 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(13 番佐藤千治委員報告)

番号 3 番は、通路に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田畑 379 m² を転用し、奥にある宅地への通路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18 番松原菊男委員報告)

番号 4 番は資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建築資材販売業者が田 2,680 m² を転用し、資材置場に 1,000 m²、駐車場 (普通車 8 台) に 120 m²、通路・作業スペースに 1,560 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時50分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり10件の届出がありました。転用目的の内容は、宅地への転用が4件、駐車場への転用が2件、一般住宅・宅地造成・貸店舗・その他雑種地への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり7件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、共同住宅・店舗及び事務所・駐車場への転用が1件ずつ、駐車場への一時転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり11件の届出がありました。10件は相続による権利取得、1件は持分の放棄となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、6ページに記載のとおり1件ありました。次に(5)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規の申し出が2件ありましたので一覧表を別紙のとおり修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願いいたします。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に、(6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」は嶺岸会長職務代理者から、(7)「令和4年度全国農業新聞普及計画表について」は事務局から、(8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」については加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>

嶺岸会長職務 代理者	— 説明 — (6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」
事務局振興係	— 説明 — (7)「令和4年度全国農業新聞普及計画表について」
加藤企画検討 チーム長	— 説明 — (8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」
議 長	<p>(6)「今後の調査委員会及び総会における審議について」から(8)「令和4年度第2回企画検討チーム会議報告(7月28日開催)」について、ご質問等はございませんか。</p> <p>質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時04分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告します。資料4をご覧ください。</p>
会 長 会長職務代理 者	(会長等報告)
議 長	続きまして、(2)遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)について、事務局から説明をお願いします。
農地係長	— 説明 — 遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)
議 長	事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 (ア)～(ウ) 振興係	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p> <p>(ア)9月～10月の予定表</p> <p>(イ)令和4年度農家相談の手引き</p> <p>(ウ)他市町村農業委員会だより等(広島市)</p>
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。
(6番小野寺 潔委員)	遊休農地解消緊急対策事業(令和4年度新規事業)は、単年度事業ですか。

事務局農地係	来年度以降もあるかどうか、確認して後日回答します。
議 長	他にご質問等はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：振興係長	閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 52 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 2 時 22 分)